

平成27年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

【 目 次 】

《 概 要 》

1	勤務時間及び休暇等に関する事項	1
2	競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項	3
3	安全衛生管理体制の整備状況に関する事項	4
4	心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況に関する事項	4

《 資 料 》

表1	都道府県別の週の勤務時間の状況	5
表2	休息時間の廃止の状況	6
表3	時間外勤務代休時間の導入状況	7
表4	年次有給休暇の使用状況	8
表5	1回の病気休暇の上限期間の状況	9
表6	都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況	10
表7	主な特別休暇等の状況	11
表8	介護休暇の取得状況	12
表9	育児休業等の取得状況	13
表10	競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	15
図1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	16
表11	競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	17
図2	過去5年間の競争試験における男女別の受験者数、合格者数の推移	18
表12	安全衛生管理体制の整備状況（全部局・団体区分別）	19
表13	安全衛生管理体制の整備状況（全団体・部局別）	20
表14	心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況（全部局・団体区分別）	21
表15	心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況（全団体・部局別）	22

1 勤務時間及び休暇等に関する事項

調査対象団体数…1,788団体

※調査対象者

(1)～(6)：一般職非現業職員のうち首長部局に勤務する職員

(7)～(8)：一般職に属する職員(警察・消防・教育公務員含む。)

(1) 勤務時間の状況(平成28年4月1日現在) 【表1(P5)】

(単位：団体)

区 分	団体数	週38時間45分		週38時間45分より長い	
			割合(%)		割合(%)
都道府県	47	47	100.0	0	0.0
指定都市	20	20	100.0	0	0.0
市区町村	1,721	1,714	99.6	7	0.4
合 計	1,788	1,781	99.6	7	0.4

(注) 首長部局に勤務する非現業の一般職員について調査したものである。

○ 勤務時間が週38時間45分(国と同じ)の団体1,781団体(前年比+5団体)

○ " 週38時間45分より長い団体…………… 7団体(前年比▲5団体)

(2) 休息時間の廃止の状況(平成28年4月1日現在) 【表2(P6)】

○ 休息時間を廃止済み又は平成28年度中に廃止予定の団体
……………1,787団体(前年比+1団体)

(3) 時間外勤務代休時間の導入状況(平成28年4月1日現在) 【表3(P7)】

○ 時間外勤務代休時間の制度を導入済み又は平成28年度中に導入予定の団体
……………1,698団体(前年比+9団体)

(4) 年次有給休暇の使用状況(平成27年) 【表4(P8)】

○ 年次有給休暇の平均使用日数……………10.8日(前年比+0.1日)

(5) 1回の病気休暇の上限期間の状況(平成28年4月1日現在)

【表5、6(P9、10)】

○ 1回の病気休暇の上限期間が国と同じ(90日)団体……………1,556団体
(前年比+12団体)

" 国と異なる団体……………232団体

(前年比▲12団体)

(6) 主な特別休暇等の状況 (平成28年4月1日現在) 【表7 (P11)】

- 国に制度のない休暇を設けている例
「夏季における休暇」「盆休暇」「メーデー」「祭り」を設けている団体が減少
116団体 (前年比▲9団体)

(7) 介護休暇の取得状況 (平成27年度) 【表8 (P12)】

- 介護休暇を取得した男性職員…………… 765人 (前年度比 ▲1人)
〃 女性職員…………… 2,033人 (前年度比▲230人)
- 介護休暇の期間は、男性職員の5割強、女性職員の4割弱が1月以下

(8) 育児休業等の取得状況 (平成27年度) 【表9 (P13)】

- 育児休業を取得した職員 (新規及び継続の合計)
…………… 90,438人 (前年度比+3,213人)
- 新たに育児休業を取得した男性職員… 1,706人 (前年度比 +492人)
〃 女性職員… 39,745人 (前年度比+1,848人)
- 新たに育児休業取得可能となった男性職員… 58,150人
うち、育児休業を取得した男性職員…………… 1,268人
取得率…………… 2.2% (前年度比+0.7ポイント)
- 新たに育児休業取得可能となった女性職員… 40,772人
うち、育児休業を取得した女性職員…………… 37,999人
取得率…………… 93.2% (前年度同率)
- 新たに育児短時間勤務を取得した男性職員… 70人 (前年度比 +11人)
〃 女性職員… 2,848人 (前年度比+111人)
- 新たに部分休業を取得した男性職員…………… 652人 (前年度比 +72人)
〃 女性職員…………… 11,380人 (前年度比 +873人)

2 競争試験における受験者数、合格者数、競争率に関する事項（平成27年度） 【表10、11 図1、2（P15～18）】

※調査対象者

人事委員会又は任命権者が実施した職員採用競争試験
(教育委員会が実施した教員採用のための選考は含まれない。)

(1) 受験者数

- 受験者数……………536,627人(前年度比▲16,133人)
(試験区分別)
 - 大学卒業程度試験……………320,591人(前年度比▲15,277人)
 - 短大卒業程度試験……………59,629人(前年度比▲1,503人)
 - 高校卒業程度試験……………143,401人(前年度比▲977人)
 - その他の試験……………13,006人(前年度比+1,624人)
- (団体区分別)
 - 都道府県……………196,982人(前年度比▲3,772人)
 - 市区……………303,029人(前年度比▲12,013人)
 - 町村……………36,616人(前年度比▲348人)

(2) 合格者数

- 合格者数……………81,920人(前年度比+3,047人)
(試験区分別)
 - 大学卒業程度試験……………47,063人(前年度比+1,526人)
 - 短大卒業程度試験……………13,070人(前年度比▲20人)
 - 高校卒業程度試験……………20,008人(前年度比+1,140人)
 - その他の試験……………1,779人(前年度比+401人)
- (団体区分別)
 - 都道府県……………32,222人(前年度比+1,191人)
 - 市区……………43,243人(前年度比+1,553人)
 - 町村……………6,455人(前年度比+303人)

(3) 競争率

- 倍率……………6.6倍(前年度比▲0.4ポイント)
(試験区分別)
 - 大学卒業程度試験……………6.8倍(前年度比▲0.6ポイント)
 - 短大卒業程度試験……………4.6倍(前年度比▲0.1ポイント)
 - 高校卒業程度試験……………7.2倍(前年度比▲0.5ポイント)
 - その他の試験……………7.3倍(前年度比▲1.0ポイント)
- (団体区分別)
 - 都道府県……………6.1倍(前年度比▲0.4ポイント)
 - 市区……………7.0倍(前年度比▲0.6ポイント)
 - 町村……………5.7倍(前年度比▲0.3ポイント)

(4) 男女別

○ 男女別

(受験者)

男性…………… 3 4 4, 3 7 0人 (前年度比▲19, 4 2 0人) (64. 2%)

女性…………… 1 7 6, 3 5 7人 (前年度比 + 4, 3 2 0人) (32. 9%)

不明…………… 1 5, 9 0 0人 (前年度比 ▲1, 0 3 3人) (3. 0%)

(合格者)

男性…………… 4 6, 4 9 9人 (前年度比 + 5 2 7人) (56. 8%)

女性…………… 3 3, 5 9 0人 (前年度比 + 2, 6 3 6人) (41. 0%)

不明…………… 1, 8 3 1人 (前年度比 ▲1 1 6人) (2. 2%)

(注) 受験者及び合格者の「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

()内割合は、各項目の全体に占める割合。

3 安全衛生管理体制の整備状況に関する事項 (平成28年3月31日現在)

【表12、13(P19、20)】

- 総括安全衛生管理者の選任事業場率…………… 99. 8% (前年度比▲0. 2ポイント)
- 安全管理者の選任事業場率…………… 99. 0% (前年度比▲0. 2ポイント)
- 衛生管理者の選任事業場率…………… 97. 9% (前年度比+0. 4ポイント)
- 安全衛生推進者等の選任事業場率…………… 95. 1% (前年度比+0. 9ポイント)
- 産業医の選任事業場率…………… 98. 2% (前年度比▲0. 1ポイント)
- 安全委員会の設置事業場率…………… 99. 3% (前年度比▲0. 3ポイント)
- 衛生委員会の設置事業場率…………… 96. 3% (前年度比+0. 3ポイント)

4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況に関する事項

(平成28年3月31日現在)

【表14、15(P21、22)】

- 常時50人以上の職員を使用する事業場における心理的な負担の程度を把握するための検査実施事業場率…………… 6. 6%
- 常時50人未満の職員を使用する事業場における心理的な負担の程度を把握するための検査実施事業場率…………… 8. 2%

(注) 心理的な負担の程度を把握するための検査 (以下「ストレスチェック」という。) は、1年以内ごとに1回実施しなければならないこととされており、このことを規定する労働安全衛生法の一部を改正する法律 (平成26年法律第82号) 及び労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (平成27年厚生労働省令第94号) は平成27年12月1日から施行されたため、平成28年11月30日までに第1回目のストレスチェックを実施しなければならないが、同法令の施行日から本調査の対象期間である平成28年3月31日までは4か月間であることに留意する必要がある。